

2018/08/24
Tokyo Top Band Meeting

ローバンドのバンド拡張運動の 経過報告

一般社団法人 日本ローバンド拡大促進協会
代表理事 JA1ELY 草野利一



「周波数再編アクションプラン」について

▶ [印刷用ページ](#)

▼ [1.概要](#) ▼ [2.公表資料](#)

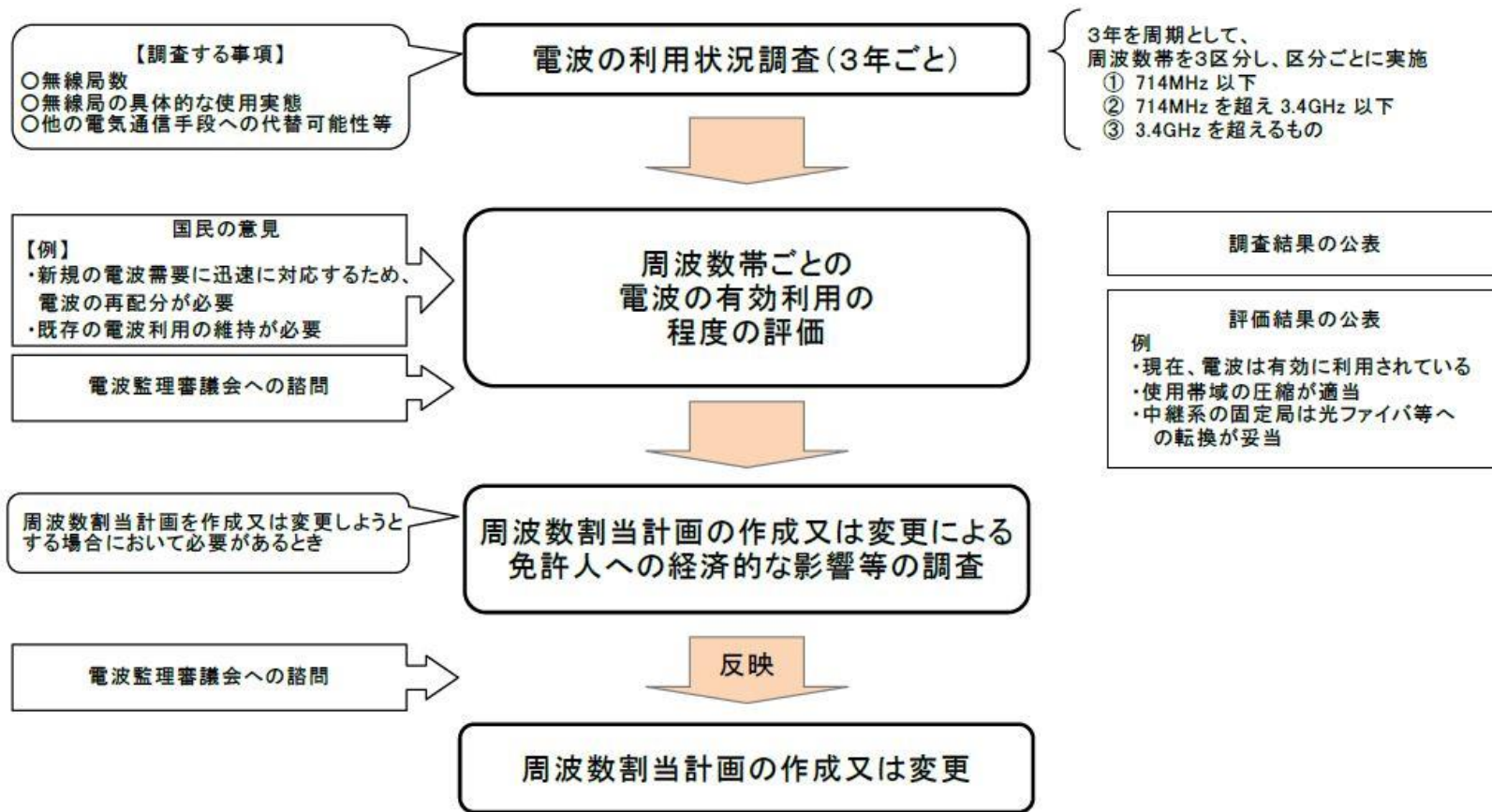
■ 1.概要

総務省では、毎年度実施する電波の利用状況調査の評価結果に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための取組を示す「周波数再編アクションプラン」を策定し、公表しています。

なお、当該アクションプランについては、各年度の電波の利用状況調査の評価結果及び電波利用環境の変化等を踏まえ、逐次見直しを行っています。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 26 条の 2 の規定及び電波の利用状況の調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）（以下「調査省令」という。）に基づき実施するものである。



《図 2 電波の利用状況調査・公表制度の概要》


[総務省トップ](#) > [広報・報道](#) > [報道資料一覧](#) > 「平成29年度電波の利用状況調査の調査結果」の公表及び「平成29年度電波の利用状況調査の評価結果(案)」に対する意見募集

報道資料

平成30年5月25日

「平成29年度電波の利用状況調査の調査結果」の公表及び「平成29年度電波の利用状況調査の評価結果(案)」に対する意見募集

総務省は、平成29年度電波の利用状況調査の調査結果を取りまとめましたので公表します。

また、その結果を踏まえた電波の利用状況調査の評価結果(案)を作成しましたので、平成30年5月26日(土)から同年6月25日(月)までの間、意見募集を行います。なお、調査結果及び評価結果(案)の概要は別紙1  のとおりです。

1 調査及び評価の目的

電波の利用状況の調査及びこれを踏まえた電波の利用状況の評価は、平成15年から電波法(昭和25年法律第131号)第26条の2の規定に基づき、周波数割当計画の変更など電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省が毎年実施しているものです。

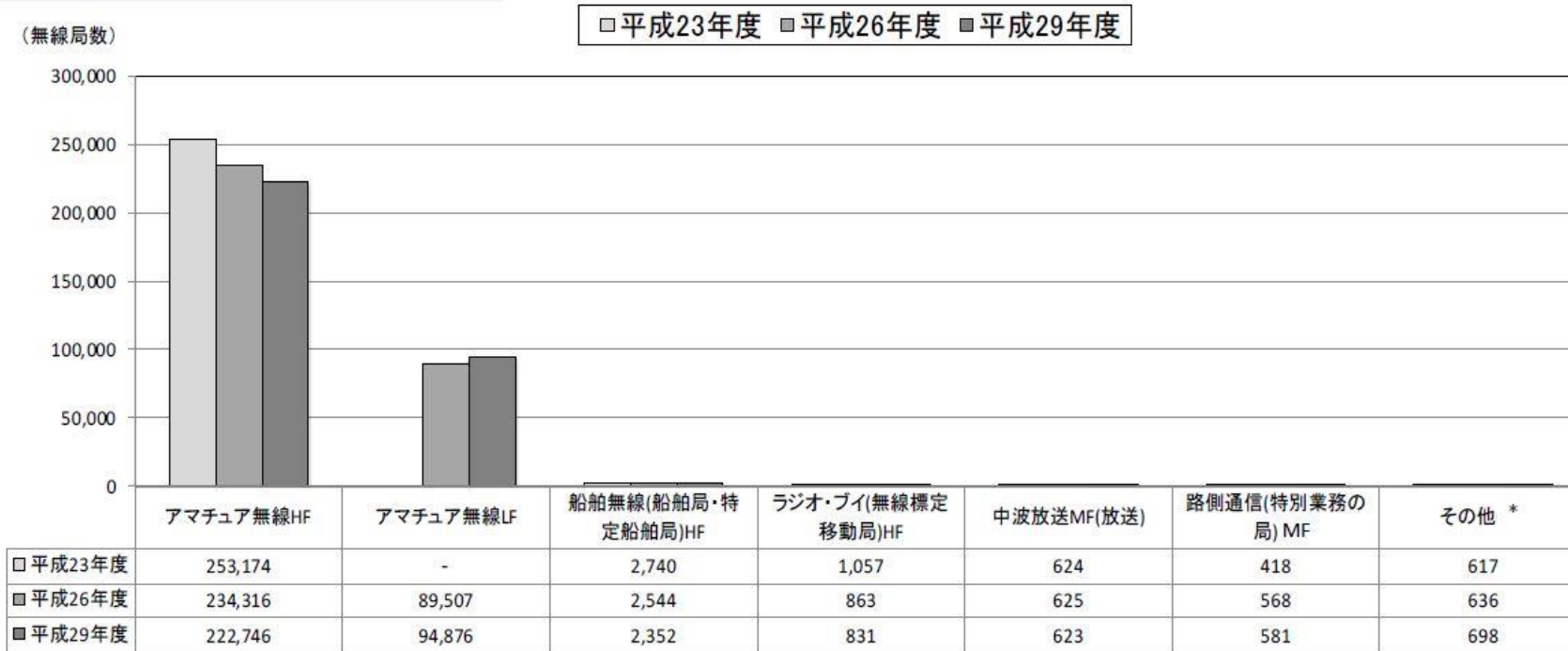
(参考) 調査は、以下の周波数帯ごとに3年を周期として実施。

- ・714MHz以下の周波数帯
- ・714MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯
- ・3.4GHzを超える周波数帯

**平成29年度
電波の利用状況調査の評価について(概要版)**

**平成30年 5月
総合通信基盤局電波部
電波政策課**

無線システム別の無線局数の推移



*「その他」の主なシステム【平成23、26、29年度局数】

: 航空無線(航空機局)HF【365、403、462局】、船舶無線(海岸局)HF【89、84、76局】、短波放送HF(放送)【4、3、3局】

調査結果のポイント

- 本周波数帯の無線局数について、全体の約98%がアマチュア無線(317,622局)で利用されている。アマチュア無線HFは減少傾向にある一方で、アマチュア無線LFは増加傾向にある。
- その他無線システムについては、大半の電波利用システムは減少傾向であるが、路側通信(特別業務の局)MF等は増加傾向にある。

評価結果のポイント

- 本周波数帯は、電離層反射等による長距離伝送が可能であるという特性を有し、中波放送、短波放送、航空通信システム、船舶通信システム等の陸上、海上及び航空の各分野の多様な電波利用システムで利用されていること、また、船舶無線及び航空無線のシステムでは今後も一定の需要が見込まれていることを踏まえ判断すると、適切に利用されていると認められる。

<平成 29 年度電波の利用状況調査 調査事業者意見>

平成 29 年度調査においては、無線局数の経年比較を過去 2 回の調査にさかのぼって実施することで増減傾向がより可視化されている。本周波数区分においてはアマチュア無線局の占める割合が大きいため、今後の調査においては、他の統計調査との連携や、アマチュア無線局を除いた電波利用システムの無線局のみの推移を深掘りする等の取組により更なる評価の充実を図ることが期待される。

「周波数再編アクションプラン（平成18年10月改定版）」の公表

総務省は、平成17年度に実施した電波の利用状況調査（770MHz以下の周波数帯を対象）の評価結果に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするため、平成17年10月に策定した「周波数再編アクションプラン（改定版）」を見直し、[別紙](#)のとおり平成18年10月改定版を公表します。

1 背景・目的

総務省は、電波の利用状況調査の評価結果に基づく具体的な周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための具体的な取組を示す「周波数再編アクションプラン（改定版）」を策定し、平成17年10月31日に公表しています。

今般、平成17年度電波の利用状況調査の評価結果を踏まえた新たな取組の追加等を行うため、当該アクションプランの見直しを行い、公表します。

「周波数再編アクションプラン」の進捗状況について

平成 19 年 6 月 19 日

「周波数再編アクションプラン」（平成 16 年 8 月 31 日策定、平成 17 年 10 月 31 日改定、平成 18 年 10 月 31 日改定）について、平成 19 年 5 月末時点における各取組の進捗状況を別紙のとおり取りまとめたので公表する。

1 周波数再編に向けた取組の進捗状況

各周波数区分とも、周波数の再編に向けた取組はおおむね着実に実行されているといえる。以下、主な取組の進捗状況の概要を示す。

I 26.175MHz以下

- ・アマチュア無線：使用周波数帯について拡大することとし、今年度中に制度整備を実施予定。

周波数再編アクションプラン（平成 19 年 10 月改定版）（案）

平成 18 年度に実施した電波の利用状況調査の評価結果（平成 19 年 3 月 14 日公表）及び各取組の進捗状況を踏まえ、「周波数再編アクションプラン」をここに見直す。

1 経緯・目的

総務省では、「電波政策ビジョン」（平成 15 年 7 月情報通信審議会答申）を踏まえ、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を構築し、我が国経済の活性化を図るため、周波数再編の実施や周波数有効利用技術の研究開発の推進などを柱とした「電波開放戦略」の施策等を展開しているところである。

周波数再編の実施については、ワイヤレスブロードバンド環境の中核を担う移動通信システムや高出力無線 LAN を含む高出力無線アクセスシステム等の導入に必要な周波数を迅速かつ円滑に確保するため、平成 15 年 10 月に、今後の周波数再編に当たっての基本的な考え方を示した「周波数の再編方針」を公表している。

この「周波数の再編方針」を具現化するに当たっては、毎年度、電波の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し、これにより把握した無線局の実態等を基に、電波の有効利用の程度や光ファイバ等への代替可能性等について評価を行っている。評価結果については、パブリックコメント手続を実施するとともに、電波監理審議会に諮問を行い、透明かつ公正な手続を経て、「電波の利用状況調査の評価結果の概要」として公表している。

3 各周波数区分のアクションプラン

I. 26.175MHz 以下

(1) 現状と課題

26.175MHz 以下の周波数帯は、世界規模での人命の安全確保に欠かせない航空・海上分野の無線通信システムや海外向けの国際放送など、主に国際ルールに則った周波数を利用する電波利用システムに利用されている。

また、平成 17 年度利用状況調査の評価結果において、主に国内の要因から、周波数の逼迫度が高い 3.8MHz 帯のアマチュア無線用周波数の拡大について検討する必要がある旨、評価されたところである。

(2) 基本的な対応方針

アマチュア無線が使用している 3.8MHz 帯については、アマチュア局の無線局数に比して狭い周波数帯幅となっており、周波数の逼迫度が高いので、本周波数区分の周波数事情を勘案しながらアマチュア無線が使用できる周波数帯の拡大について検討する。

(3) 具体的な取組

3.8MHz 帯のアマチュア無線の使用できる周波数帯を拡大することとし、今年度中に制度整備を行う。

「周波数再編アクションプラン」に定められた各取組の進捗状況（平成 20 年 4 月末時点）

平成 20 年 4 月 30 日

「周波数再編アクションプラン」（平成 16 年 8 月 31 日策定、平成 17 年 10 月 31 日改定、平成 18 年 10 月 31 日改定、平成 19 年 11 月 13 日改定）について、平成 20 年 4 月末時点における各取組の進捗状況を以下のとおり取りまとめたので公表する。

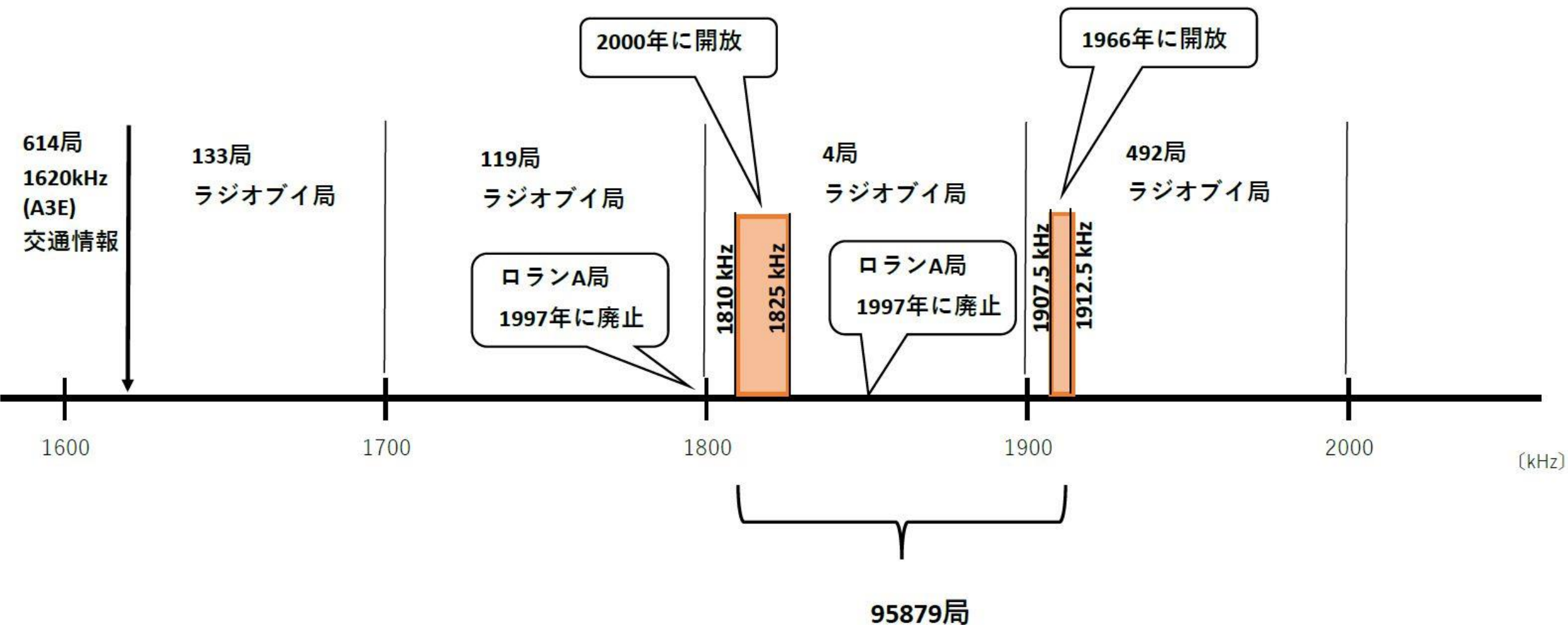
今回のフォローアップ結果は、平成 19 年度の電波の利用状況調査（対象周波数：770MHz を超え 3.4GHz 以下）の評価結果等を踏まえて行う「周波数再編アクションプラン」の次回改定に反映する。

I 26.175MHz 以下

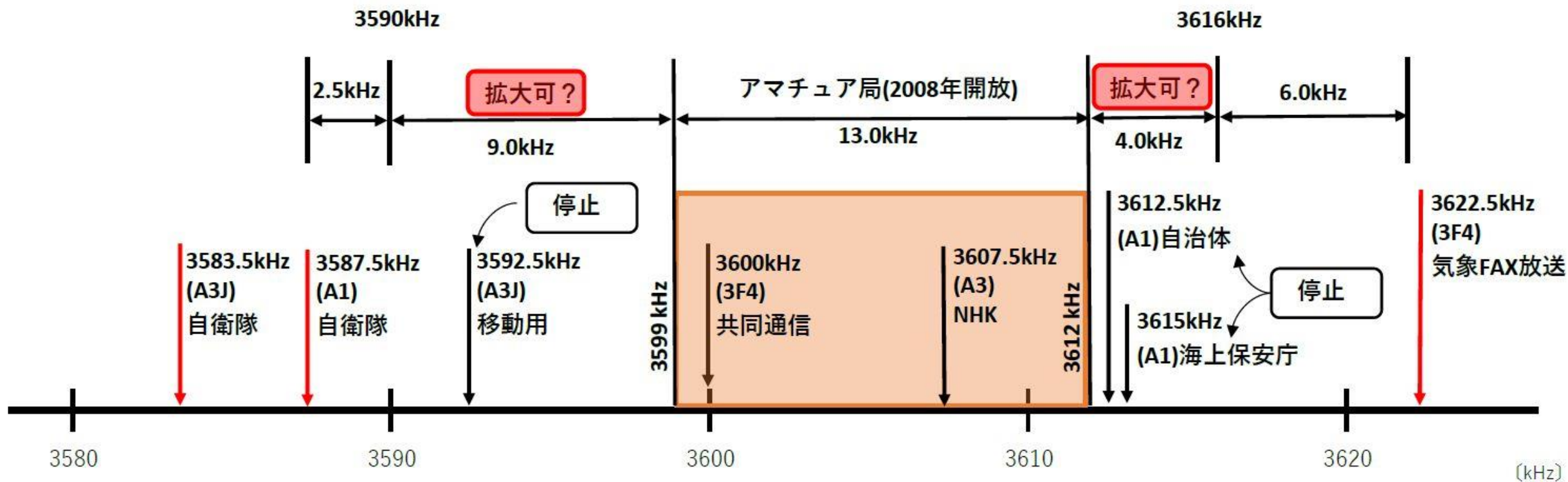
対象システム	アクションプラン記載事項	平成 20 年 4 月末時点での進捗状況
アマチュア無線	3.8MHz 帯のアマチュア無線の使用できる周波数帯を拡大することとし、今年度中に制度整備を行う。	3.8MHz 帯のアマチュア無線の使用できる周波数帯の拡大については、平成 20 年 3 月 12 日に電波監理審議会から答申を得て、4 月 28 日に関係規定を公布・施行した。

周波数の利用実態調査

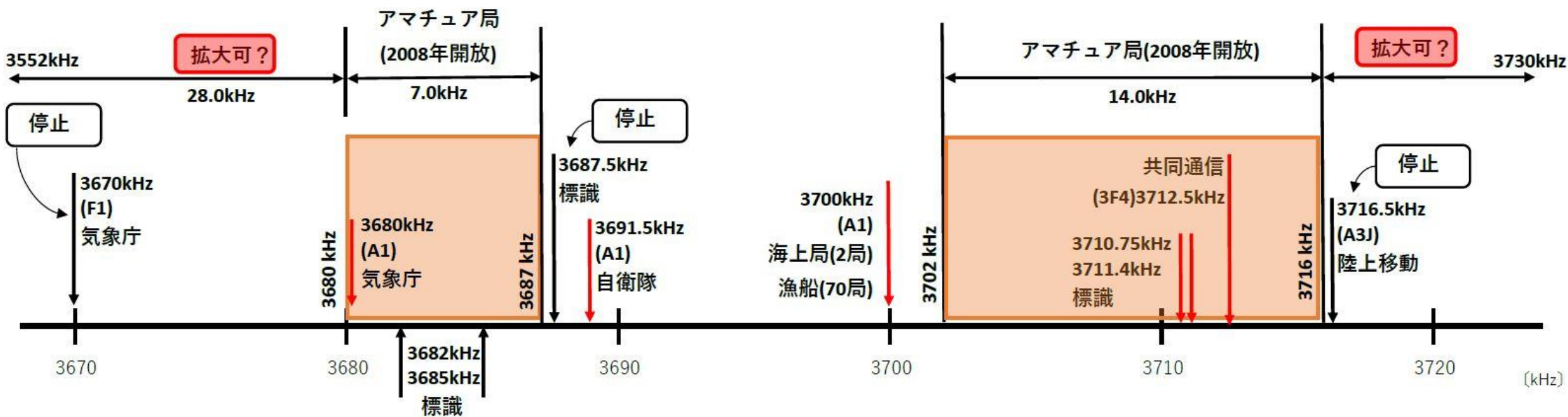
1.8MHz帯の現状



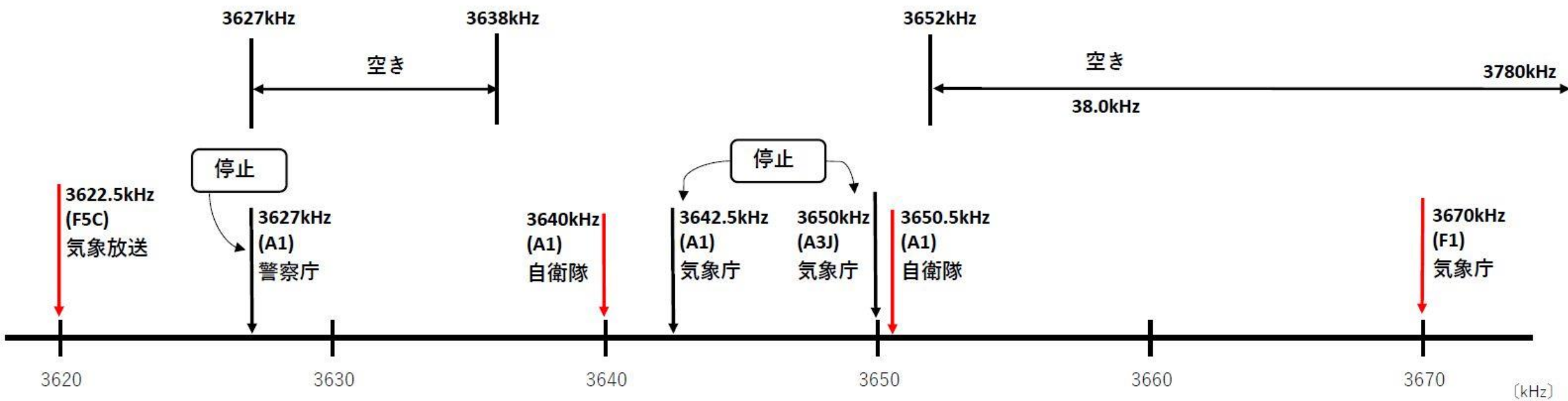
3.5MHz帯(3599~3612kHz)の現状



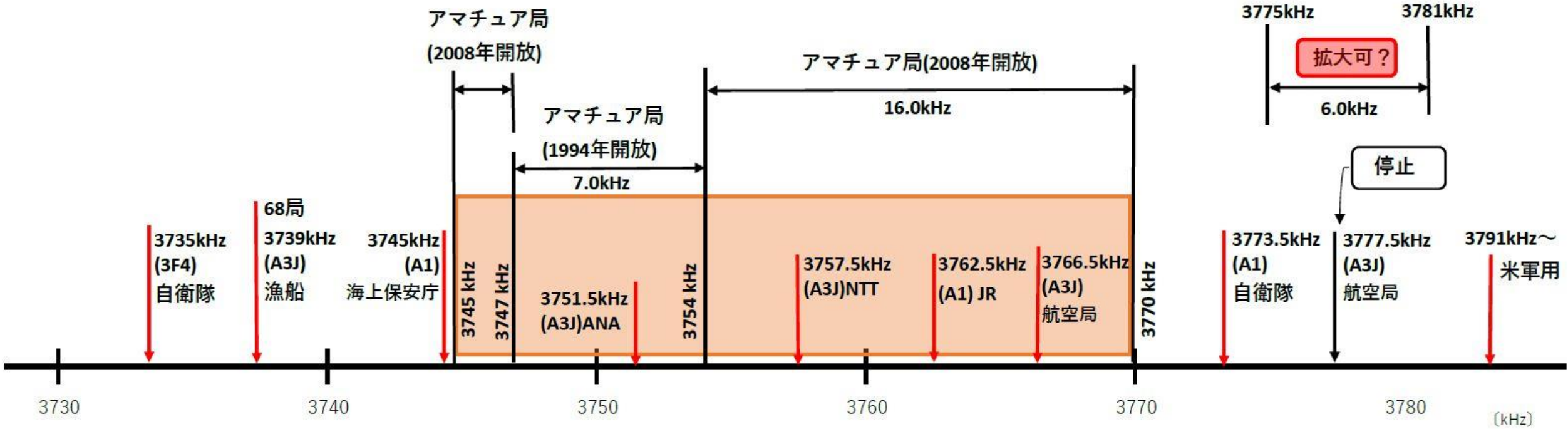
3.5MHz帯(3680~3687kHz)、3.8MHz帯(3702~3716kHz)の現状



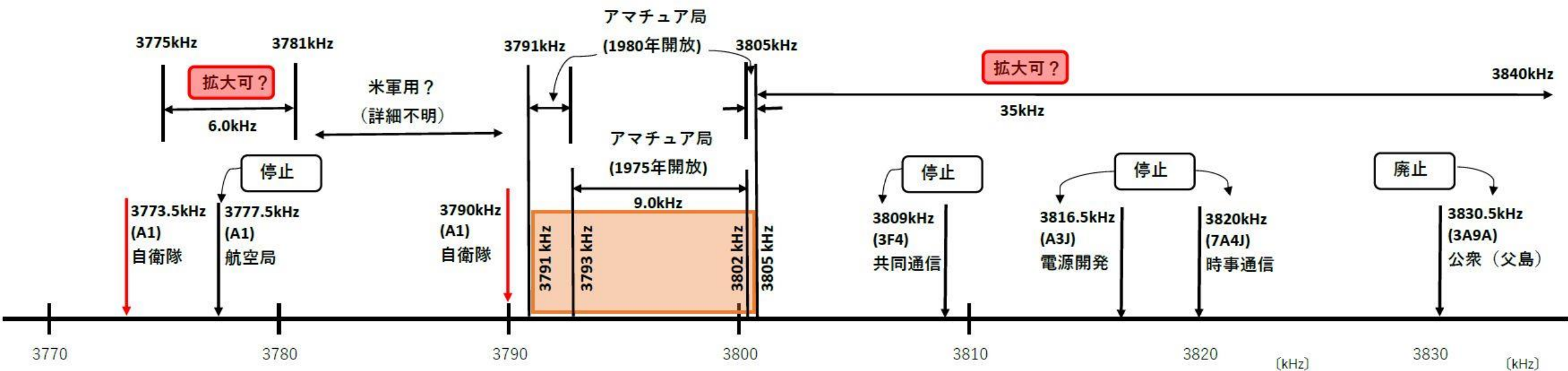
3.6MHz帯の現状



3.8MHz帯(3745~3770kHz)の現状



3.8MHz帯(3791~3805kHz)の現状



1978

日本無線局周波数表

昭和53年5月1日現在

郵政省電波監理局

	3576.5	81GD001M	*JJS65,KAMO	KAMO	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	81GD001N	*JJS65,KAMO	KAMO	A3H	0.025	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	82GD001	*JJS54, YAMADA	YAMADA	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	82GD001N	*JJS54	YAMADA	A3H	0.025	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	85GD001M	*JJS76, OTAKINE	OTAKINE	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	85GD001N	*JJS76, OTAKINE	OTAKINE	A3H	0.025	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	90GD009M	*JJR75, TOBETSU	TOBETSU	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	90GD009N	*JJR75, TOBETSU	TOBETSU	A3H	0.025	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	90GD010	*JJR86, OKUSHIRI	OKUSHIRI	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2146.55HZ
	3576.5	90GD010N	*JJR86	OKUSHIRI	A3H	0.025	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD011	*JJR64,ERIMO	ERIMO	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD011N	*JJR64	ERIMO	A3H	0.025	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD012M	*JJR53, NEMURO	NEMURO	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	90GD012N	*JJR53, NEMURO	NEMURO	A3H	0.025	FX	SEE 2145KHZ
	3576.5	90GD013	*JJR42	ABASHIRI	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD013N	*JJR42	ABASHIRI	A3H	0.025	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD014M	*JJR31	WAKKANAI	A1/A3J	0.1	FX	SEE 2146.5KHZ
	3576.5	90GD014N	*JJR31	WAKKANAI	A3H	0.025	FX	SEE 2146.5KHZ
N	3578.5	74GW001	KISHO= KAGOSHIMA	KAGOSHIMA	A3J	0.05	FX	FUNCHA,NASE,OK= INOERABU
D	3578.5	74GW003	KISHO=NASE	NASE	A3J	0.05	FX	KAGOSHIMA,OKIN= OERABU
N	3578.5	74GW005	KISHO=FUNCHA	FUNCHA	A3J	0.05	FX	KAGOSHIMA